

コンプライアンス規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下、この法人という。）のすべての役員及び職員（以下、役職員という。）に適用される。

(目的)

第2条 この規程は、この法人における役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための組織体制及び運営方法を定めることを目的とする。

(コンプライアンスに関する役職員の責務及び体制)

第3条 役職員は、この法人におけるコンプライアンス（法令、定款、規程その他内部ルールを遵守することをいう。）の重要性を認識し、公平かつ公正に業務を遂行しなければならない。

2 代表理事は、コンプライアンス体制の整備及び推進について最終責任を負う。

3 代表理事は、コンプライアンス担当責任者を指名し、内部通報制度の運用その他コンプライアンスに関する日常的な業務を統括させる。

4 コンプライアンス担当責任者は、通報又は違反の疑いを認識した場合には、必要な調査を行い、その結果を代表理事に報告する。

5 代表理事は、重大なコンプライアンス事案については、理事会に報告し、必要な措置を講ずる。

6 理事会は、コンプライアンス体制の整備及び運用状況について監督する。

(コンプライアンス委員会)

第4条 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、役職員及び複数の外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、法人のコンプライアンス施策を検討し、その実施状況を監督する役割を担う。

3 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により原則として毎年1回開催する。委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表)

第5条 代表理事は、コンプライアンス違反事案又はそのおそれのある事象が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

(1) コンプライアンス違反事案について原因の究明に向けた調査、分析及び検討

(2) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(3) 事案の内容及び影響の程度に応じ、原因分析の結果及び再発防止策について適切な方法で公表

第6章 内部通報（ヘルプライン）に関する規程

(公益通報制度)

第6条 この法人は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、公益通報制度を設ける。

- 2 公益通報制度は、法人内での不正行為等を早期に発見し、その解決に向けて適切に対応するための体制を構築する重要な仕組みである。
- 3 この制度は、通報者を保護し、通報に基づく調査を適正に実施するために必要な組織とプロセスを備えているものとする。

(相談窓口及び通報窓口)

第7条 この法人は、役職員が不正行為等の相談・通報を行うための窓口を設ける。

- 2 役職員は次の窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談等の方法で相談・通報を行うことができる。
 - (1) 代表理事
 - (2) 監事
 - (3) JANPIA資金分配団体等役職員専用ヘルプライン
 - (4) コンプライアンス担当責任者
- 3 通報窓口は、外部窓口を設置することが望ましく、通報者が匿名で通報できる環境を提供することを推奨する。
- 4 通報内容は、法令に基づき適切に処理され、通報者のプライバシーは保護されるものとする。

(不利益処分等の禁止)

第8条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対して懲罰、差別的処遇等の報復行為を行ってはならない。

- 2 通報者等に対して、不利益な処分や措置（人事考課におけるマイナス評価等）を行うことは禁止される。
- 3 通報者の保護は、公益通報者保護法に基づき、通報者が不利益処分を受けないように適切に運用されるものとする。

(改廃)

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

(附則) この規程は、2026年2月24日から施行する。